

佐賀県告示第二百七十六号

佐賀県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により口頭により開示請求で
きる個人情報（平成十四年佐賀県告示第百六十六号）の一部を次のように改正
し、平成二十一年九月一日から施行する。

平成二十一年七月二十一日

佐賀県知事 古 川 康

表中「歯科技工士試験」を「歯科技工士国家試験」に改める。